

炭素税研究会と地球温暖化対策税制専門委員会の制度案の比較表

	炭素税研究会	地球温暖化対策税制専門委員会
全体的特徴	環境税の本来の機能である課税の価格インセンティブ効果による削減を基本とし、実効性のある一定の税率を確保することを重視する制度設計。	課税側の価格インセンティブ効果の確保よりも低税率で導入することを重視し、CO2削減は税収を補助金として使うことで確保する制度設計。
導入時期	2005年(早期導入)	2005年以降
課税対象	化石燃料起源のCO2	化石燃料起源のCO2
課税主体	国と地方のセット	国が前提と考えられる
課税段階	上流・最上流課税(ただし、下流課税も検討に値する)	上流・最上流課税
税率	6000円/t C ~ 15000円/t C	3400円/t C
軽減	CO2排出削減を条件とする軽減措置 国際競争力への対応やエネルギー集約型産業への激変緩和(負担軽減)のために、炭素税を軽減する措置を考える。 この措置は必ず、対象企業において一定以上のCO2削減を確保する条件付とする。	次の軽減措置を認める。 課税による影響が極めて大きいもの 温暖化対策の観点から推進すべきもの 温暖化対策税と他の施策手法を組み合わせる場合において、他の施策手法の下で、「成果を上げている」、又は、「今後成果を上げることが期待できる」と言えるもの 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し(2004年、2007年)の結果に照らして、「成果を上げている」と言えるもの
税収用途	以下の2つのケースを想定 (a)全部を一般財源とし一般会計に入れ減税に充てる。 減税の中身としては、個人と企業の負担する社会保険料の軽減、所得税・法人税の減税、消費税の減税などを考える。 (b)一部を温暖化対策費に充てる。 温暖化対策費以外の分は同額の減税を実施し、その分については税収中立とする。用途を温暖化対策とする場合は、効果的なCO2削減策に充てられる事が肝要。	基本的に、温暖化対策に充てる。
既存エネルギー関連諸税との関係	エネルギー諸税の税率は、CO2削減の価格効果を減じないために基本的に現行より下げないこととする。 エネルギー諸税の用途は、最終的に全て一般財源化する。 暫定税率により上乗せされている分は、一般財源化する改革を直ちに行う。	既存エネルギー諸税と温暖化対策税の合計税率の明確な記述なし。
逆進性への対応	低所得者も含めて負担減が一人当たり定額で行き渡るよう減税(社会保険料の掛け金の軽減を含む)を行うことで、低所得者へも配慮。	特に記述なし。